

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公開番号】特開2003-35604(P2003-35604A)
 【公開日】平成15年2月7日(2003.2.7)
 【出願番号】特願2002-155280(P2002-155280)
 【国際特許分類第7版】

G 0 1 K 1/02

G 0 1 K 7/01

G 0 1 K 11/00

【F I】

G 0 1 K 1/02 E

G 0 1 K 11/00 M

G 0 1 K 7/00 3 9 1 M

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月19日(2005.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

温度が少なくとも事前に確立された指標限界値を超えていないことを確認できるようにする、監視すべき媒体の温度を監視する電子装置において、

前記温度が指標限界値またはそのような指標限界値のうちの1つに達したときに電荷流回路(18)を閉じることのできる導電接触手段(2)と、

前記接触手段(2)が閉じるときに電荷流回路(18)に接続され、温度がその指標限界値またはそのような指標限界値のうちの1つに達しないかぎり電荷を蓄積し、前記接触手段(2)によって電荷流回路が閉じられたときに電荷が前記電荷流回路(18)を流れるようにし、電荷流回路(18)が再び開いた場合に電荷流回路(18)が閉じる前の充電状態に戻らない電荷蓄積手段(4)と、

前記蓄積手段(4)の充電状態を判定できるようにする読取り手段(6)とを含むことを特徴とする電子装置。

【請求項2】

電子温度監視装置を実装する方法において、

電荷蓄積手段(4)に電荷を注入することによってデータを書き込むステップと、

媒体の温度が少なくとも1つの事前に確立された指標限界値に達していないことを確認するために温度変化を監視する必要のある媒体内に電子装置(1)を配置するステップと、

電荷蓄積手段(4)に書き込まれたデータを、監視すべき媒体内に装置(1)がまだある間に非破壊的に読み取り、前記監視すべき媒体の温度が所定の瞬間に、事前に確立された指標限界値またはそのような指標限界値のうちの1つに達しているかどうかを判定し、温度がその指標限界値またはそのような指標限界値のうちの1つに達していない場合に、接触手段(2)が閉じず、電荷蓄積手段(4)の充電状態が変化していないことを知り、一方、温度がその指標限界値またはそのような指標限界値のうちの1つに達している場合に、接触手段(2)が閉じて、電荷蓄積手段(4)の充電状態が変化されていることを知り、電荷蓄積手段のこの変化された充電状態が、監視中の媒体の温度が達した指標値より

も大きな値または小さな値に戻り、接触手段(2)が再び開いた場合でも維持されるステップと、

温度の監視を継続または停止するステップと、必要に応じて、

電子温度監視装置(1)を再プログラミングして再び使用することを含むことを特徴とする方法。